

# 主要農作物種子法施行規則

(昭和27年農林省令第39号)

最終改正 平成12月 1 月31日

(指定種子生産ほ場等の指定申請)

**第1条** 主要農作物種子法（以下「法」という。）第3条第1項又は第7条第2項の指定を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、別記第1号様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

区分	期 日
稲 春まきの大麦、はだか麦、小麦 大豆	毎年2月末日
大麦、はだか麦、小麦（これらのうち春まきのものを除く。）	毎年8月31日

(証明書の様式)

**第2条** 法第5条（法第7条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）のほ場審査証明書の様式は、別記第2号様式のとおりとし、法第5条の生産物審査証明書の様式は、別記第3号様式又は第4号様式のいずれかのとおりとする。

第1号様式（第1条関係）

指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）指定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

主要農作物種子法第3条第1項（第7条第2項）の規定による指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたいので、同条第2項（同条第3項において準用する同法第3条第2項）の規定により申請する。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物の種子の種類名	同左品種名

- 2 農業経営の規模  
3 主要農作物の採種に関する経験  
4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械  
5 その他

備考

- (1) 申請書は2部提出すること。  
(2) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。  
(3) 3の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあつては、採種に係る主要農作物の種類、採種の回数及び場所を記載すること。  
(4) 5のその他には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。  
(5) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。  
(6) 本様式による申請書に代えて、都道府県が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による申請を行つても差し支えない。

第2号様式（第2条関係）

ほ 場 審 査 証 明 書

平成 年 月 日

審査請求者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

都道府県

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の種子（原種、原原種）は、主要農作物種子法第4条第5項（第7条第3項において準用する同法第4条第5項）の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種 類	品 種	ほ 場 所 在 地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備 考

備考

この証明書は、ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。

### 第3号様式（第2条関係）

表面（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

第 号	
生産物審査証明書	
区分	
平成 年 月 日	
都道府県 印	

裏面

審査請求者 住所			
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
種類		品種	

備考

- (1) 表面の番号欄の記載については、各都道府県が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載すること。
- (2) 表面の区分欄の記載については、一般種子（指定種子生産ほ場において生産された種子をいう。）、原種又は原原種の別を記載すること。

第4号様式（第2条関係）

（用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

第	号	生産物審査証明書	
		区分	
審査請求者		住所	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
種	類	品	種
平成		年	月 日
都道府県			印

備考

記載上の注意は、第3号様式の備考に準ずる。